

当社発電設備における法定検査に係るデータ改ざんの概要

平成 19 年 3 月 1 日
東京電力株式会社

1 調査目的

当社は、「検査データの改ざんに係る報告徴収について（経済産業省 平成 18・12・05 原第 1 号 平成 18 年 12 月 5 日）」に基づき、原子力発電設備では 3 発電所 13 ユニット 7 事案を、火力発電設備では 2 発電所 3 ユニット 2 事案を、法定検査のデータの改ざんとして平成 19 年 1 月 31 日に報告した。

これを受け、経済産業省から当社に対し、

- 原子力発電設備については、平成 19 年 1 月 31 日に報告したデータの改ざんおよび追加的に見い出されたデータの改ざんに関して、各々の詳細な事実関係の調査、原因の究明および再発防止対策、並びに平成 14 年の総点検において確認できなかった原因の究明
- 原子力以外の発電設備については、平成 19 年 1 月 31 日に報告したデータの改ざんおよび追加的に見い出されたデータの改ざんに関して、各々の詳細な事実関係の調査、原因の究明および再発防止対策について、追加の報告徴収（経済産業省 平成 19・01・31 原第 21 号 平成 19 年 2 月 1 日）が発出された。この追加報告徴収に基づき調査を行い、取りまとめた。

また、当社は「発電設備に係る点検について（原子力安全・保安院 平成 18・11・30 原院第 1 号 平成 18 年 11 月 30 日）」に基づく点検を実施しており、これまでに判明した法定検査以外のデータの改ざん、必要な手続きの不備などを合わせて公表するものである。

2 調査体制

常設のリスク管理委員会（委員長：勝俣社長）の下に、発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録等適正化対策部会（部会長：築館副社長）法令手続き等の不適切事例に対する再発防止策検討部会（部会長：築館副社長）を設置した。調査、検討を横断的かつ網羅的に推進し、報告書の取りまとめを行った。

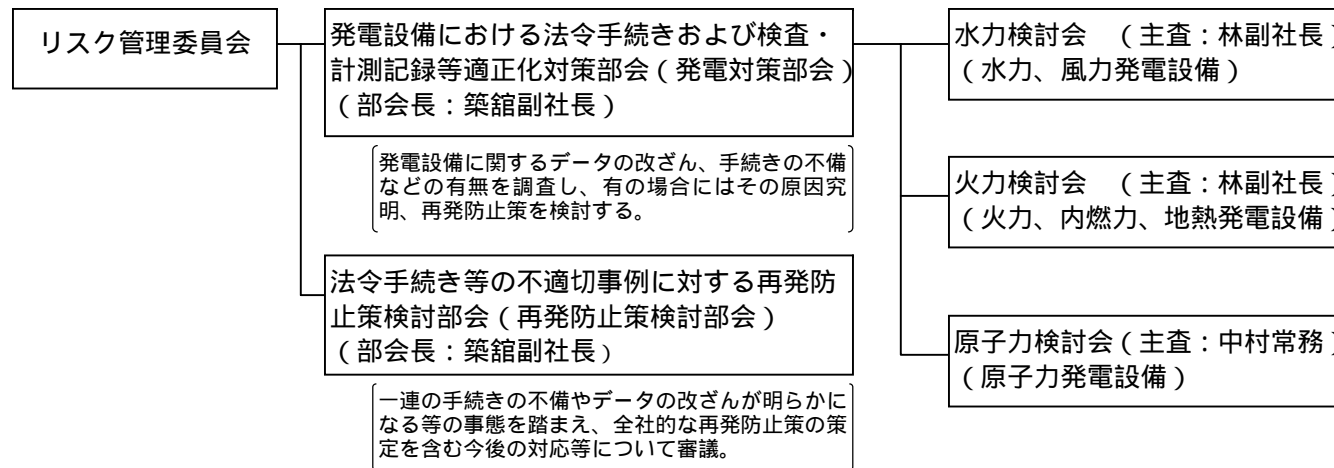


図 1 検討体制

各部会、各検討会では、当該設備所管箇所によるセルフチェックに客観性、透明性を確保するため、当該設備部門の他の組織（本店、他発電所など）や社内の法務部門および監査部門なども参画するとともに、社外の弁護士や専門家などからの助言および協力を得て調査を進めることとした。

3 調査の進め方、調査対象等

3.1 調査の進め方

平成 19 年 1 月 31 日時点、および追加的に確認されたデータの改ざんに対して、関係資料の調査や社内内外の関係者へのさらなる聞き取り調査を行い、事実関係を確認した。確認した事実関係から、当該改ざんを行うに至った問題点を抽出し、それらの問題点を心理面、環境面などにグルーピングすることにより、根本原因への深掘を実施、それに基づいて再発防止対策を検討した。

当社は、平成 14 年の原子力不祥事以降、「しない風土」「させない仕組み」の構築に取り組んできたが、今回判明したデータの改ざんから、これらの取り組みの有効性について分析、評価し、継続実施する取り組み、不十分な箇所の追加、拡充が必要な取り組みなどの見直しを行った。

3.2 調査対象

各発電設備の調査対象は、表 1 のとおりである。

表 1 各発電設備における調査対象発電所数とユニット数

発電設備	水力	火力	原子力	内燃力	地熱	風力	太陽光	合計
発電所数	161	15	3	1	1	1	-	182
ユニット数	281	90	17	6	1	1	-	396

4 法定検査に係るデータ改ざんの調査結果の概要

4.1 データの改ざんの有無について

法定検査に係るデータの改ざんの有無を調査した結果、表 2 のとおり確認された。これらについては、現在は全て是正されており、設備の安全上の問題はない。

表 2 データの改ざんが確認された設備、事案数

種類	原子力	火力	水力
平成 19 年 1 月 31 日時点の事案 (既報告分)	3 発電所 13 ユニット 7 事案	2 発電所 3 ユニット 2 事案	5 発電所 5 ダム 5 事案
追加事案	1 発電所 1 ユニット 1 事案	13 発電所 4 ユニット 6 事案	1 発電所 2 ダム 1 事案
合計	3 発電所 13 ユニット 8 事案	13 発電所 5 ユニット 8 事案	5 発電所 6 ダム 6 事案

4.2 各事案の評価

確認されたデータ改ざん合計 22 事案について、法定検査と保安規定への影響度の大きさに応じて下記のように評価区分 A～D に区分した結果を表 3～5 に示す。表中の網がけ部分は、今回追加的に見い出された事案である。

- 【評価区分】 A：法定検査の成立性に問題があり、かつ保安規定に抵触するもの
B：法定検査の成立性に問題があるか、または保安規定に抵触するもの
C：法定検査、保安規定への影響が軽微であるが、広範囲にわたって行われていたもの
D：法定検査、保安規定への影響が軽微なもの

表 3 原子力発電設備における改ざん事案の評価（既報告 7 事案 + 追加 1 事案）

評価区分	事案の内容	ユニット名
A	残留熱除去冷却中間ポンプ（A）起動の不正表示	柏崎刈羽 1 号機
B	安全保護系設定値確認検査における主蒸気管流量計測系の不正な校正	福島第一 1 号機
	安全保護系保護検出要素性能検査における主蒸気管流量計測系の不正な校正	福島第一 1 号機
	主蒸気隔離弁漏えい率検査（停止後）における不正な弁の操作	柏崎刈羽 1, 2, 3 号機
C	非常用炉心冷却系ポンプの吐出、吸込圧力計の不適切な調整	福島第一 1, 2, 3, 4, 5, 6 号機
	総合負荷性能検査における計器の不適切な調整、警報の不正表示	福島第一 1, 2, 3, 4, 5, 6 号機 福島第二 1, 2, 3 号機
D	残留熱除去系ポンプ（B）の吐出圧力計の不適切な調整	柏崎刈羽 3 号機
	蒸気タービン性能検査における警報表示の改ざん	柏崎刈羽 7 号機
	原子炉停止余裕検査における中性子検出器位置の改ざん	福島第一 2 号機
	蒸気タービン性能検査における組立状況検査データの改ざん	柏崎刈羽 7 号機

：1 つの事案の中に、評価区分の異なる 3 つのデータの改ざん内容があり、重複しているものがある。

表4 火力発電設備における改ざん事案の評価 (既報告2事案+追加6事案)

評価区分	事案の内容	ユニット名
C	発電機出力・発電電力量の超過データの改ざん ¹ (千葉,横須賀,川崎,横浜,五井,姉崎,南横浜,鹿島,大井,袖ヶ浦,広野,富津 計12火力発電所)	不詳 ^(注1)
	蒸気温度・圧力超過データの改ざん ¹ (横須賀,横浜,五井,南横浜 計4火力発電所)	不詳 ^(注1)
D	発電機出力瞬時超過のデータ処理改ざん ¹	東扇島1,2号機
	給水流量計の不適切な設定値の変更 ²	袖ヶ浦3号機
	増出力試験時の超過データの改ざん ³	東扇島1,2号機
	蒸気温度超過(28以上)データの改ざん ²	横浜5号機
	定検時期変更承認申請の不適切な取り扱い ²	東扇島2号機
	点検結果の不適切な取り扱い ²	広野1号機

注1:聞き取り調査の結果、複数の情報が得られたが、これらを裏付ける資料が少なく、ユニットの特定はできなかった。
注2:検査種別 1:定期検査・定期事業者検査、時期変更承認に係る項目 2:定期事業者検査、時期変更承認に係る項目 3:定期検査

表5 水力発電設備における改ざん事案の評価 (既報告5事案+追加1事案)

評価区分	事案の内容	設備等名称
D	ダム変形データの改ざん ¹	玉原発電所玉原ダム
	水位等データの改ざん ¹	葛野川発電所葛野川ダム
	堆砂状況データの改ざん ²	一ノ瀬発電所丸沼貯水池
	堆砂状況データの改ざん ²	須田貝発電所須田貝貯水池
	堆砂状況データの改ざん ²	塩原発電所八汐調整池
	水位等データの改ざん ^{1,(注2)}	葛野川発電所上日川ダム、葛野川ダム

注1:検査種別 1:使用承認のための立入検査 2:立入検査
注2:平成19年2月14日に国土交通省へ報告・公表済

5 原因の究明と全社的な再発防止策

5.1 再発防止対策の検討

再発防止策検討部会においては、今回、明らかとなった発電設備のデータの改ざん等の問題における反省と教訓を踏まえ企業倫理定着活動を進めてきた総務部門や社内法務部門、監査部門、労務人事部門なども参画し、社外の専門家からの助言も得ながら、各発電部門の事案の共通的な課題を整理・分析し、これまで取り組んできた再発防止対策への施策の追加・拡充などの見直しを行った。

5.2 平成14年における総点検において確認できなかった原因の究明

調査範囲を、原子炉本体を中心に点検や工事を主体に、調査の方法も、当社保有の検査成績書、工事報告書および施工会社保有の工事報告書、工事記録間の整合を確認する方法で行った。第三者機関による点検過程、点検結果の確認も行い、厳格な点検を実施した。今回確認された8事案については、書類上の不備や問題となる不整合が確認されていない。一部の事案については、今回の聞き取り調査で、平成14年度当時に話をした者もいたが、当時は改ざんを確認するに至った資料を見い出せず、平成14年度当時の調査は不十分であったと考えられる。また、総点検を実施した平成14年度当時は、改ざん事案など、会社の不利な情報を積極的に社会に対して出していく雰囲気も少なかったことが、今回の聞き取り調査で得られている。

5.3 各設備の課題の分析・評価

原子力:平成14年の不祥事以前においては、国への説明あるいは検査工程の遅延を回避することなどが動機となり、不正に受検することが繰り返されていた。検査データの改ざんに関しては、平成14年の原子力不祥事以降発生していない。

火力:定格を超過した計測値等に対して、技術的な検証を行うことなく、国への説明あるいは法定検査への影響を回避することなどが動機となり、チェック体制の不備などと相まってデータを改ざん、不適切な前例を踏襲。いくつかの事案では、総じて平成14年の原子力不祥事の再発防止対策を推進していく中で、自ら問題点を発見・指摘し、改善する自浄作用が働いているところが見られるが、その情報が一部の組織内に留まっており十分ではなかった。

水力:運転開始時期を守るために行った不法取水を隠したり、説明しにくいデータの説明を回避したりすることが動機となり、チェック体制の不備などと相まってデータを改ざん、不適切な前例を踏襲。また、いったん始まったデータ改ざんをやめるためには、個人レベルの企業倫理定着に加えて、より組織的な対応が必要であった。

共通:総じて平成14年の原子力不祥事の再発防止対策について一定の成果を挙げつつあると評価できるが、その情報が一部の組織内に留まるなど、不適切な事案を自発的に言い出す仕組みが十分ではなかった。

5.4 全社的な再発防止対策

平成19年1月31日時点、および追加的に確認されたデータ改ざんに対して、関係資料の調査や社内外の関係者への聞き取り調査、事実関係の確認をもとに、当該改ざんを行うに至った問題点を抽出し、それらの問題点を心理面、環境面などにグルーピングすることにより、根本原因への深掘を実施、それに基づいて再発防止対策を検討した。

これまでの、意識面(しない風土)、仕組み面(させない仕組み)の対策の追加・拡充に加え、不適切な事案が発生・確認された場合、本店の業務主管部署などの関係部署へつつみ隠さず自発的に相談・報告できる、「言い出す仕組み」を構築することとした。

詳細は、「当社発電設備の検査データに係る全社的な再発防止対策の概要」

<参考> 法定検査以外のデータ改ざんなどの調査結果の概要

法定検査以外のデータの改ざん、必要な手続き不備などについて、平成19年1月31日に公表した事案に加え、新たな事案が確認された。表6の網かけ部分は、今回追加的に見い出された事案である。

表6 発電設備における法定検査以外の改ざん事案

発電設備	事案の内容	ユニット名
原子力	排気筒放射性よう素濃度の不正な測定による社内検査記録データの改ざん	柏崎刈羽(号機不明)
	排気筒モニタコンピュータ処理の不正な上書きによる社内記録データの改ざん	柏崎刈羽4号機
	運転日誌(社内記録)等の熱出力計算機打出し値の改ざん	柏崎刈羽1号機
	ホイストクレーン定期自主検査記録の不適切な取り扱い	福島第一6号機 定検機材倉庫
	定期検査開始のためのプラント停止操作における原子炉スクラム(自動停止)事象の隠ぺい	福島第二1号機 柏崎刈羽1号機
	HPCS-D/G 定例試験記録および当直の引継ぎ日誌の改ざん	柏崎刈羽3号機
	運転日誌(社内記録)の熱出力の計算機打出し値の改ざん	福島第一5,6号機
火力	取放水口海水温度差のデータ処理改ざん	東扇島火力発電所
	ホイスト式天井クレーン定期検査(労働安全衛生法)記録データの改ざん	富津火力発電所
水力	定期報告に係る水位データの不適切な取り扱い ^(注1)	葛野川発電所上日川ダム、 葛野川ダム

注1:平成19年2月14日に国土交通省へ報告・公表済